

# 就職支援/引越支度金制度

## 第1条 目的

人材確保と充実を図るため、新入職者に対し就職支援(準備)・自己研鑽等の費用として支援金/支度金を支給する。

## 第2条 対象者

- (1) 常勤の介護職員、看護職員、その他法人が必要と認めた人材
- (2) 人材紹介会社を経由しない直接応募者（ハローワークを含む無料職業紹介に限る）
- (3) 採用にあたり、居住地域を江別市外から江別市内へ引っ越しをする者。または、法人本部より直線距離で30km以上の場所から近郊に引っ越しをする者。
- (4) 次の者は除く
  - ① 過去に当法人職員として勤務していた者

## 第3条 支給額

- (1) 就職支援金：第2条（1）及び（2）に該当する者 （上限200,000円）
- (2) 引越支度金：第2条（1）及び（3）に該当する者 （50,000円）

## 第4条 支給時期

- (1) 入職より3か月後及び6か月後

## 第5条 支給金の返還要件

- (1) 入職後24か月以内で退職した場合は、支給額の全額を返還とする。
- (2) 入職後36か月以内で退職した場合、支給額の2分の1を返還する。
- (3) (2)及び(3)の在職期間中に、休職・特別休暇等があった場合は、勤務期間に含めないものとする。

## 第6条 その他

この制度に定めるものとその他支給に関して必要事項は、法人事務局が定め、必要あれば変更する事が出来る。

## 附 則

この制度は、令和元年8月1日から施行する。

この制度は、令和3年7月16日から施行する。